

検察実務から学ぶ刑事手続の基礎



東京高等検察庁検事・
東京大学教授
唐木智規
KARAKI Tomonori



最高検察庁事務取扱検事・
東京大学非常勤講師
煙山 明
KEMURIYAMA Akira

私たち2人は、これまで様々な刑事事件の捜査・公判を担当してきた現職の検察官（検事）であり、令和3年4月からは、東京大学法科大学院において、検察実務に関する講義や演習を担当しています。

検察官は、警察等と協力しながら捜査を行い、被疑者を起訴するかどうかを判断し、起訴（公判請求）した事件では公判に立ち会って立証活動を行います。つまり、捜査から公判に至るまでの一連の刑事手続に深く関与します。

本連載は、ある強盗致傷事件を題材として、捜査と公判の基本的な手続について解説するとともに、担当検事の活動をその思考過程と共に時系列に沿って見ていくという構成になっています。具体的には、勾留請求の要否の判断、捜査の遂行、起訴・不起訴の判断、公判前整理手

続を含む公判準備、公判における立証活動等について、順を追って取り上げていきます。読者の皆さんには、検察実務を体験してもらいながら、捜査から公判に至るまでの刑事手続の基礎を学んでいただきたいと考えています。

主な登場人物は、捜査担当が任官4年目の桐山千秋（きりやま・ちあき）検事、公判担当が任官5年目の掛村烈（かけむら・れつ）検事です。両検事も、基本的人権を尊重しつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという刑事訴訟法の目的を全うするため、時に悩みながら、事件やその当事者と向かい合っていくことになります。

それでは、皆さんを検察実務の世界にご案内します。早速見ていきましょう。

※ 本連載に登場する人物や事例は、全て本連載のために設定したフィクションです。

※ 本連載では、刑事訴訟法を「法」、刑事訴訟規則を「規則」と呼称します。